

営業所得と配当所得のある人

条件

営業所得	3,100,000円
配当所得(上場分)	200,000円
社会保険料	300,500円
旧生命保険料支払金額	54,000円
介護医療保険料支払金額	115,000円
旧個人年金保険料支払金額	204,000円
配偶者(42歳)の給与収入	1,200,000円
75歳・72歳の同居の親扶養有	

所得計算

営業所得3,100,000円+配当所得200,000円=3,300,000円

※総合課税を選択した場合

※計算方法の詳細は「所得一覧」をご覧ください。

所得控除計算

社会保険料控除	300,500円
生命保険料控除	70,000円 ※1
配偶者特別控除	210,000円
扶養控除(同居老人等2人)	900,000円
+基礎控除	430,000円
所得控除合計	1,910,500円

※1 生命保険料控除計算方法

旧生命・旧個人年金

支払った保険料54,000円×1/4+17,500円=31,000円①

支払った保険料が70,000円超の場合は、一律35,000円②

介護医療保険料

支払った保険料が56,000円超の場合は、一律28,000円③

生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額(限度額70,000円)

※計算方法の詳細は「控除一覧」をご覧ください。

課税所得金額

総所得金額	3,300,000円
ー所得控除額	1,910,500円
	1,389,500円 ⇒ 1,389,000円(千円未満の端数切り捨て)

所得割額

調整控除前の市民税所得割額 課税総所得金額1,389,000円×税率6%=83,340円

調整控除前の県民税所得割額 課税総所得金額1,389,000円×税率4%=55,560円

調整控除額

合計課税所得金額が200万円以下のため、人的控除額の差と合計課税所得金額のどちらか少ない方の5%（市民税3%、県民税2%）が控除額となります。

310,000円（人的控除額の差）< 1,389,000円（合計課税所得金額）

市民税に係る調整控除額 310,000円×3%=9,300円

県民税に係る調整控除額 310,000円×2%=6,200円

配当控除

市民税 配当所得200,000円×配当控除1.6%=3,200円

県民税 配当所得200,000円×配当控除1.2%=2,400円

調整控除後の市民税所得割額 83,340円−9,300円=74,040円

配当控除後の市民税所得割額 74,040円−3,200円=70,840円

調整控除後の県民税所得割額 55,560円−6,200円=49,360円

配当控除後の県民税所得割額 49,360円−2,400円=46,960円

配当割額控除額 200,000円×5%=10,000円

市民税に係る配当割額控除額 10,000円×3/5=6,000円

県民税に係る配当割額控除額 10,000円×2/5=4,000円

配当割額控除額後の市民税所得割額 70,840円−6,000円=64,840円
⇒64,800円（100円未満端数切り捨て）

配当割額控除額後の県民税所得割額 46,960円−4,000円=42,960円
⇒42,900円（100円未満端数切り捨て）

均等割額	市民税3,500円 県民税2,500円
市民税額	均等割額3,500円+所得割額64,800円=68,300円
県民税額	均等割額2,500円+所得割額42,900円=45,400円
年税額	市民税68,300円+県民税45,400円=113,700円